

- 3 受注者は、首都高速道路上にあつては「道路工事等協議書」に従い維持補修工事等を施工し、高速道路外の道路にあつては、維持補修工事等の施工に先立ち、「道路使用許可申請書」により所轄警察署の許可を受け、かつ、その許可条件を遵守して維持補修工事を施工しなければならない。
- 4 受注者は、高速道路上において、維持補修工事を施工するときは「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外にあつては、「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の指示に従うこと。
- 5 受注者は、施工中においても、構造体、仕上げ材、付帯金物及び作業員の携行品の落下等によりお客様、通行車両及び近隣住民等に危害を及ぼすことのないように仮設、養生に充分配慮しなければならない。

1.4.8 ETC 業務用カードの貸与

- 1 受注者は、維持補修工事のため首都高速道路上（営業路線）へ入る場合は、原則として ETC 業務用カードによらなければならない。
- 2 受注者は、首都高速道路（営業路線）へ入るために必要な ETC 業務用カードは、交付申請に基づき、必要枚数を請求することができる。
- 3 受注者は、ETC 車載器を自らの費用により設置しなければならない。
- 4 受注者は、貸付を受けた ETC 業務用カード 1 枚毎に、毎月末に「使用報告書」を作成し、提出しなければならない。なお、使用報告書の内容について、監督職員より確認を求める場合がある。
- 5 受注者は、ETC 業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について施工計画書に記載しなければならない。
- 6 受注者は、受注者の責による ETC 業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。
- 7 受注者は、ETC 車載器の搭載が困難な場合（短期リース車両等）や特別な事情のある場合は、貸与した ETC 業務用カードを使って ICCR 方式により首都高速道路（営業路線）に入ること。

1.4.9 出来形の管理

- 1 受注者は、設計図書に出来形規格値の定めがあるときは、規格値に則った出来形の管理を行わなければならない。

なお、設計図書に定めがない場合は、監督職員の指示により出来形の管理をしなければならない。
- 2 受注者は、補修工事の完成後、「出来形図表」を提出しなければならない。

1.4.10 現場社内検査

- 1 受注者は、「施工計画書」に基づき、維持補修工事の施工段階において、自らの責任と費用